

平成 27 年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口について

この冊子の数値は、本市で集計した速報値であり、後日総務省から公表される数値とは異なる場合があります。

利用に際しては、以下の点にご留意ください。

I 調査の目的

国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。

調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

II 調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

III 調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

IV 調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

V 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を

いい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入った船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員
(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

Ⅵ 区及び学区

平成27年10月1日現在、本市の行政区は16区、学区(小学校の通学区域)は266学区ある。ただし、西区なごや小学校の通学区域については、旧幅下、江西、那古野の各小学校の通学区域に分けて表章し、中村区ほのか小学校の通学区域については、旧本陣、則武、亀島の各小学校の通学区域に分けて表章し、同笹島小学校の通学区域については、旧新明、六反の各小学校の通学区域に分けて表章している。また、中区は国勢統計区の区域を用いている。

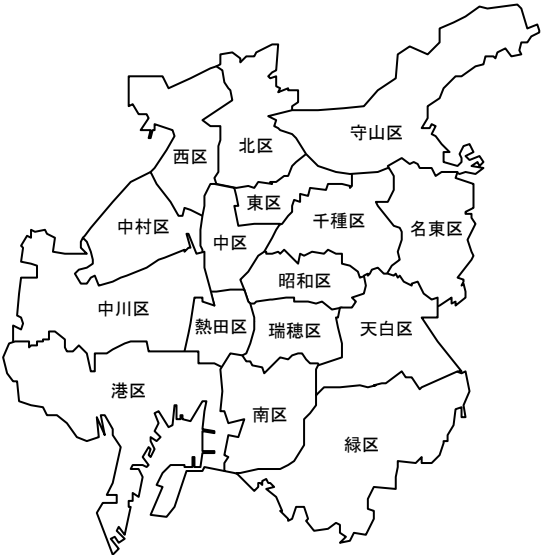
Ⅶ 町(大字)及び丁目(小字)

「第3表 学区別、町・丁目別の世帯数と人口」において、1つの町(大字)及び丁目(小字)が2つ以上の学区にまたがっている場合は、それぞれ

の学区で表章するとともに、当該町(大字)及び丁目(小字)名の前にまたがっている学区数を②、③等の数字で示してある。

なお、常住人口のない町(大字)及び丁目(小字)については表章せず、またがる学区数にも計上していない。

【本市の行政区】



参考 区別の世帯数と人口

区		面 積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1 世帯 当たり 人 員 (人)	人 口 密 度 (人/km ²)	平成27年10月1日現在	
				総 数	男	女			平成22年 国勢調査 人 口 (人)	人 口 増減率 (%)
全	市	326.44	1,057,936	2,296,014	1,133,245	1,162,769	2.17	7,033	2,263,894	1.42
千	種 区	18.18	85,099	164,499	80,331	84,168	1.93	9,048	160,015	2.80
東	区	7.71	41,279	78,079	37,270	40,809	1.89	10,127	73,272	6.56
北	区	17.53	75,340	163,585	79,452	84,133	2.17	9,332	165,785	-1.33
西	区	17.93	69,929	149,149	73,933	75,216	2.13	8,318	144,995	2.86
中	村 区	16.30	66,040	133,275	67,601	65,674	2.02	8,176	136,164	-2.12
中	区	9.38	53,430	83,210	40,676	42,534	1.56	8,871	78,353	6.20
昭	和 区	10.94	55,234	107,200	53,647	53,553	1.94	9,799	105,536	1.58
瑞	穂 区	11.22	48,707	105,384	50,765	54,619	2.16	9,393	105,061	0.31
熱	田 区	8.20	31,819	65,903	32,535	33,368	2.07	8,037	64,719	1.83
中	川 区	32.02	95,271	220,301	109,209	111,092	2.31	6,880	221,521	-0.55
港	区	45.63	61,540	146,789	73,653	73,136	2.39	3,217	149,215	-1.63
南	区	18.46	61,208	136,992	69,326	67,666	2.24	7,421	141,310	-3.06
守	山 区	34.01	69,616	172,899	85,563	87,336	2.48	5,084	168,551	2.58
緑	区	37.91	95,179	241,898	119,098	122,800	2.54	6,381	229,592	5.36
名	東 区	19.45	73,925	164,119	79,186	84,933	2.22	8,438	161,012	1.93
天	白 区	21.58	74,320	162,732	81,000	81,732	2.19	7,541	158,793	2.48

注1) 面積は、国土交通省国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑区・名東区は市外との境界未定があるため、「平成3年同面積調」を基礎とし、名東区については平成7年12月2日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正、緑区については平成16年10月9日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正について加減した。

2) 平成22年国勢調査人口は、平成22年10月1日現在の確定値による人口である。